

(平成24年6月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から4年2月まで
② 平成4年5月

私は、平成6年4月にA社（当時）に入社したが、入社する前に同社から、加入している国民年金に未納期間がある場合、入社するまでに未納期間を無くしておくように言われたため、未納となっていた国民年金保険料を納付した。ところが、申立期間の保険料が未納となっており、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の第3号被保険者の該当処理日から、平成6年4月頃に払い出されたことが推認でき、同時点で、申立期間②の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立期間②は、1か月と短期間である上、前後の期間が、ほぼ毎月、定期的に過年度納付されていることを踏まえると、申立期間②の保険料を過年度納付したと考えることも特段不自然ではない。

一方、申立期間①は、申立人の手帳記号番号が払い出された平成6年4月の時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの期間及び50年5月から51年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年3月まで
② 昭和48年5月から同年7月まで
③ 昭和50年1月から同年3月まで
④ 昭和50年5月から51年4月まで

私は、平成24年1月に年金事務所で年金の請求手続を行ったところ、共済組合の加入期間と重複する申立期間の国民年金保険料は還付となる旨の説明を受け、後日通知をもらった。当該還付決定によって、これまで説明された年金見込額が減額されてしまうことは納得できない。申立期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについては、平成24年1月18日に申立人のA共済組合の加入記録に基づき国民年金の被保険者資格を訂正するまでは、国民年金の被保険者期間として記録され、国民年金保険料は納付済みとされていたが、この記録訂正によって、申立期間①から④までは、本来国民年金に加入することができないA共済組合加入期間との重複期間であるとして、申立期間①から④までの国民年金保険料は同年2月1日に年金事務所において還付決定されている。

しかしながら、申立期間①及び④については、申立人が申立期間①及び④の保険料を納付した後、当該保険料は30年以上にわたり国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、A共済組合から退職一時金が支給済みであるため、共済組合員でなかったものとみなされ年金額の計算の

基礎にはならず年金給付がなされない期間とされていることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値し、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として、申立期間①及び④の被保険者資格及び保険料の納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間②及び③については、B（団体）が作成した申立人に係る年金加入期間確認通知書によると、A共済組合加入期間であることが確認でき、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から48年3月までの期間及び50年5月から51年4月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 4284

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年3月まで

A(役職)をしていた私の父は、私の母及び私のために国民年金保険料を納付していた。私が保管している国民年金手帳の昭和42年度の国民年金印紙検認記録欄には、貼られていた保険料の領収証書が剥がれた形跡があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、60歳になるまでの国民年金保険料を全て納付済みである。

また、申立人の所持する国民年金手帳に記載された発行日から、申立人は昭和43年10月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、加入時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、当該国民年金手帳の昭和42年度の国民年金印紙検認記録欄には、貼られていた紙片が剥がれた形跡が確認できること、及び申立期間当時の過年度保険料の領収証書は縦の長さが約9センチメートルであり、下辺がセピア色の様式であったことから、その貼られていた紙片は領収証書の様式と符合する点が認められ、申立期間当時の過年度保険料の領収証書である可能性があることを踏まえると、申立人の申述内容に不自然さは無い。

さらに、オンライン記録において、申立期間の保険料を納付したとする申立人の父及び申立人の母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳になるまでの保険料を全て納付済みであることが確認でき、納付意識の高さが認められることから、申立人の父が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から43年3月まで

私は、母から昭和42年11月に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付するようになったと聞いた。私の母は、国民年金制度ができるとすぐに加入手続を行い、保険料を納付していたので、私の保険料も納付してくれたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、申立人の特殊台帳に記載された国民年金手帳の交付日から、昭和43年4月12日に行われたと推認でき、その時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、申立人は、申立期間の保険料は申立人の母が納付してくれたと申述しているところ、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の家族のうち国民年金に加入していた申立人の母、申立人の兄及び申立人の姉は申立期間の保険料はいずれも納付済みである上、申立期間は5か月と短期間であることを踏まえると、申立人の母が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたものとするのが自然である、

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月6日から同年8月30日まで
私が勤務していたA社での厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年7月まで53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（8年7月31日）より後の同年9月3日付けで、6年4月6日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、元共同事業主の一人は、「A社の標準報酬月額の遡及減額処理は、親会社の指示に基づき経理担当者の社員が行ったが、申立人は、直属の上司で知り得る立場にあり、ある程度の指示を出していたと思う。」と供述しているものの、当時の代表取締役は、「A社については、社会保険事務所に対する訂正処理の手続や書類の作成は、取締役が行っていた。」と供述している上、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時、役員でなかったことが確認でき、当該遡及減額訂正処理は、申立人が当該事業所を離職し、グループ会社のB社に転籍した平成6年9月1日から約2年後に行われていることから、申立人が当該遡及訂正処理に直接関与したとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年8月及び同年9月は36万円、同年10月から4年9月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年10月1日まで

私は、昭和48年10月にA社に入社し、B（業務）に従事していた。申立期間の標準報酬月額が、14か月にわたって16万円に引き下げられているのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成3年8月から4年9月まで16万円と記録されている。

しかし、当該事業所の賃金台帳によると、平成3年8月及び同年9月は36万円、同年10月から4年9月までは38万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該事業所が保管する申立期間当時の健康保険及び厚生年金保険の被保険者標準報酬決定通知書並びに厚生年金基金の加入員標準給与決定通知書から、申立人の標準報酬月額が、平成3年10月に36万円から38万円に改定されたことが確認できる上、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には、C社会保険事務所（当時）の確認印が押され、これらの通知書は、複写式帳票であったことが確認できる。

さらに、当該事業所が加入しているD厚生年金基金の加入員記録原簿によると、申立人の標準報酬給与は、平成2年10月から3年9月までは36万円、同年10月から4年9月までは38万円、同年10月から7年9月までは41万円と記録されている上、同基金の担当者は、「申立人の標準報酬給与は、平成3年の算定基礎届がA社から送付され、同年10月1日の

定時決定で 38 万円に変更した。月額変更届は送付されていない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成 3 年 8 月から同年 9 月までは 36 万円、同年 10 月から 4 年 9 月までは 38 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで
私は、A社本店からC社に出向したが、同じグループ会社内の異動であり、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録に空白があることに納得がいかない。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事表及び同行の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和46年9月1日にA社本店からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和46年7月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間の保険料を納付したと思慮するとしているが、事業主が厚生年金保険の資格喪失日を昭和46年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、A社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和45年5月25日、資格喪失日は46年7月11日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和45年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から46年6月までは8万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月28日から43年8月6日まで
② 昭和45年5月25日から46年7月11日まで

私は、申立期間①はB県のC社構内に在ったD社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同じ勤務形態で採用された同僚には加入記録があって私には加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②はA社に勤務していたが、同じく、厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、同様に被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社の勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の供述から判断すると、申立期間②において、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名は一致しているものの、生年月日が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和45年5月25日、資格喪失日は46年7月11日）が確認できる。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚及び当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚2名は、「申立人とは、申立期間

②当時、当該事業所で一緒に勤務していた。」とそれぞれ供述していることから、上記厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断することができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 45 年 5 月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46 年 7 月 11 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和 45 年 5 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 46 年 6 月までは 8 万円とすることが必要である。

2 申立期間①については、申立人は、「昭和 42 年 8 月 28 日から 43 年 8 月 6 日まで D 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主から協力を得られないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間①当時、当該事業所が加入していた E 厚生年金基金及び F 健康保険組合は、「申立人に係る加入記録は無い。」と回答している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名のうち、協力を得ることができた元同僚 1 名は、「申立人のことを覚えているが、勤務期間までは分からない。」と供述している上、当該事業所に係るオンライン記録において、申立人が氏名を挙げた元同僚 2 名を除いて、申立期間①に被保険者資格を有する元同僚 12 名に照会したところ、全員が申立人を覚えていないと供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成5年6月1日から同年9月28日まで
私は、A社において昭和60年5月から平成5年9月まで勤務し、B（業務）の仕事をしていたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年10月26日の後の同年11月22日付けで、同年6月1日に遡って8万円に減額訂正されている上、申立人のほかに、代表取締役及び取締役二人についても、標準報酬月額が同日付で減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間において当該事業所のC（役職）であったことが確認できるが、申立人は平成5年9月27日に当該事業所のC（役職）を退任し、同年10月1日にD社で厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、複数の元同僚は、「申立人はC（役職）であったがB（業務）担当であり、社会保険事務は担当していない上、A社が倒産する前に退職しているため、厚生年金保険の標準報酬月額の遡及訂正には関与していない。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後に、遡及して申立人の標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から60年3月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年3月から60年3月まで
② 昭和60年7月

私は、会社を退職した都度、A区役所で国民年金への切替手続きを行い、同区役所から送付された納付書で、国民年金保険料を全て納付したはずであるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した都度、A区役所で国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。」と述べているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の該当処理日から、昭和63年1月頃に行われ、この時点で59年3月31日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できることから、当該加入手続を行うまで、申立人は国民年金に未加入であったことがうかがえる上、加入手続を行った63年1月を基準にすると、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が提出した昭和59年分の所得税の確定申告書（一般用）には、社会保険料控除3万9,959円と記載されているが、当該社会保険料控除額は、同年3月まで勤務していたB社において、同年分の給与から控除されていた社会保険料を試算した額に近似し、申立期間①のうち同年3月から同年12月までの国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料額6万1,810円とは相違する。

加えて、申立人は、「年金手帳に申立期間①及び②の保険料を納付したことをその都度メモしていた。」と主張しているが、当該年金手帳は、昭和 63 年 1 月頃に発行されたものと推認されることから、申立期間①及び②の当時に記入したとは考え難い上、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、申立期間のうち、同年4月から54年3月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から54年3月まで

私は、結婚を契機に、昭和51年11月頃、妻と一緒に国民年金の加入手続きを行い、妻が納入通知書で申立期間①及び②の国民年金保険料を3か月ごとに現年度納付した。また、私は、申立期間②の保険料を過年度納付した領収証書を所持しており、申立期間②の保険料は重複納付したはずである。申立期間①の年金記録は訂正し、申立期間②の保険料は返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年11月頃、妻と一緒に国民年金の加入手続きを行った。」と主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿により、社会保険事務所（当時）からA市に54年5月9日にそれぞれ払い出された手帳記号番号であり、前後の任意加入者の資格取得日から、同年6月頃に加入手続きを行ったものと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「申立期間①及び②の保険料を3か月ごとに現年度納付した。」と申述しているが、申立期間①は、加入手続きを行った昭和54年6月時点において、時効により保険料を納付することはできない期間であり、一方、申立期間②は、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金の「納付書・領収証書」から、同年6月9日に保険料が過年度納付されることが確認できるところ、同年6月に加入手続きを行うまでは未加入の期

間であったと推認され、現年度納付することはできないことから、過年度納付されたときの保険料が申立期間②の納付済みと記録された保険料とみられ、既に現年度納付されていた上に過年度納付されたものとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付したとする申立人の妻に係る申立期間①及び②は未納である上、申立人が申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を重複納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を重複納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から44年3月まで

私の母が私の国民年金の加入手続を行い、村の納税組合を通じて、両親、兄及び私の4人分の国民年金保険料を納付してくれていたはずであるのに、申立期間の保険料が未納になっているのは納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は無く、これはオンライン記録とも一致する上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和43年12月4日に払い出されており、この時点で、申立期間のうち、42年9月から43年3月までの保険料は、過年度納付が可能であるものの、基本的に納税組合などの納付組織では過年度納付はできないことから、申立人の主張と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母は既に死亡しており、申立人の加入手続及び納付状況について確認できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から49年12月まで

私は、昭和44年10月頃、母にA町役場（当時）で国民年金の加入手続を行ってもらい、国民年金保険料も納付してもらっていたはずなので、申立期間が未加入の期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が昭和44年10月頃にA町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、50年12月19日にB郡A町（現在は、C市）から申立人に払い出されていることが確認でき、その際、申立人の加入手続が行われたものと推認できることから、申立人の主張と相違する上、申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が同年9月1日と記載されており、その資格記録とオンライン記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、加入手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の母は既に亡くなっており、加入手続及び申立期間に係る保険料納付の具体的な状況は不明である。

さらに、A町、C市及びD市の国民年金被保険者名簿において、申立人の申立期間は国民年金に未加入の期間と記録されている上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は 63 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月及び8年8月から9年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年9月
② 平成8年8月から9年8月まで

私は、前職を辞め、次の会社に入社するまで、年金加入期間には間を空けないようにしていたと記憶しているので、平成2年9月の国民年金保険料の納付記録を調査してほしい。また、8年8月から9年8月までの期間については、10年4月から同年5月頃までにA市の実家に引っ越してきてから、分割あるいは一括で保険料を納付した記憶があるので、納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は平成8年8月頃に行われたものと推認できることから、加入時点において、申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、加入手続及び申立期間①の保険料の納付状況について記憶が定かではなく、申立期間①の保険料の具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、申立期間②直後の平成9年9月の保険料は時効直前の11年10月26日に過年度納付されていることが確認できることから、当該納付時点において、申立期間②の保険料は時効により納付することができなかつたものと推認される。

加えて、申立人は、申立期間②の保険料を平成10年4月から同年5月頃までに実家に引っ越してきたときに納付したと述べているところ、申立期間②の保険料を納付したとする期間は、9年1月の基礎年金番号制度導

入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられる。

このほか、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4670

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月1日から8年1月1日まで
② 平成8年1月1日から同年12月16日まで

私が勤務していたA社での厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与額に比べて低いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成6年9月及び同年10月は53万円、同年11月から7年12月までは59万円と記録されていたところ、8年1月31日付けで、申立人を含む役員4人について、6年9月1日に遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の閉鎖登記簿謄本の役員欄にB（役職）として申立人の氏名の記載が有り、申立人は、「当時、C（役職）として、社会保険料の滞納があったことは立場上知っており、役員4人の標準報酬月額の遡及減額訂正処理については、事業主から説明があり知っていた。また、A社の全喪手続及び役員を除く従業員12人の厚生年金保険の資格喪失手続、標準報酬月額の遡及減額訂正手続は自ら行った。」と供述している。

また、当該事業所の事業主及び取締役を含む元同僚3人は、「申立人は、C（役職）として社会保険関係手続の執行権限を有し、標準報酬月額を遡及訂正処理を知り得る立場にあった。」と供述していることから、申立人は当該事業所のC（役職）及びB（役職）として社会保険事務について一定の権限を有し、又は業務を執行する立場であった

と認められることから判断すると、当該役員4人に係る平成8年1月31日の処理に関しては、社会保険事務所（当時）が、D（業務）及び社会保険事務担当の責任者であった申立人の同意を得ずに、又は、申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、会社の業務を執行する責任を負っているC（役職）として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における標準報酬月額は、前記遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月）において、9万2,000円と決定され、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月16日まで継続していることが確認できる。申立人から提出された同社発行の平成8年分給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の金額は、遡及訂正前の標準報酬月額に基づく12か月分の厚生年金保険料及び健康保険料に雇用保険料を加えた額とほぼ一致することが確認できる。

このことから、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、前述のとおり、当該事業所の設立当初からのC（役職）及びB（役職）であり、「社会保険料の滞納があったことは立场上知っていた。」と供述している上、複数の同僚も、「申立人は、C（役職）として社会保険関係手続の執行権限を有していた。」と供述している。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録訂正の対象としない旨規定されている。

このため、申立期間②について、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に該当する立場にあったと認められることから、仮に申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるとしても、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

千葉厚生年金 事案 4671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 3 日から 57 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 36 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 6 年 11 月末日まで継続して勤務していた。昭和 56 年 8 月に同社 C 支店から同社 D 支店に転勤したが、当時の同社 C 支店での職位は E（役職）であり、同社 D 支店でも同一であったのに、申立期間に係る標準報酬月額が減額になっているのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された個人属性表により、申立人は、昭和 56 年 8 月 3 日に A 社 C 支店から同社 D 支店に転勤したが、その転勤前後において資格及び職位に変化が無いことが確認できる。

しかし、F 企業年金基金から提出された加入者台帳により、申立人の申立期間に係る標準給与は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している上、同基金は、「届出書類は複写式であった。」と回答している。

また、B 社は、「申立内容については、約 33 年前の内容であり、根拠となる資料は不明だが、当時の事務手続に沿って適切に処理されていたものと思料する。」と回答している。

さらに、申立期間において、A 社 D 支店に係る標準報酬月額は、転勤に伴う厚生年金保険の被保険者資格取得時に下がっていることが確認できる。健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「標準報酬月額の変せん欄」に訂正等の痕跡は無く、記録管理上の不自然さは無い。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月11日から4年4月20日まで
② 平成4年7月31日から5年1月26日まで
③ 平成5年1月26日から11年12月30日まで

私は、昭和60年9月から平成11年12月までA社で勤務していたが、申立期間において、厚生年金保険料が給与から控除されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているのを、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元役員及び複数の元同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の息子である元役員は、「社長は、社会保険事務については、担当者に全て任せていた。また、申立人は、B市勤務で、年に数回程度しか会わないので、よく分からない。」と供述しているところ、元事業主及び社会保険事務担当者は、死亡していることから、申立人の厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料控除について確認できない。

さらに、申立人は、平成元年5月11日付けで、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、4年4月20日から同年7月31日までの期間において、被保険者資格を再取得しているが、元年5月11日付けで、国民健康保険の資格を取得し、現在まで継続して加入している上、申立人の雇用保険の加入記録は、同年5月10日の離職日以降は確認できない。

加えて、元同僚の雇用保険の加入記録及び勤務実態に係る供述並びに申

立人の雇用保険及び国民健康保険の加入状況から判断すると、申立人は、申立期間当時、元同僚とは異なり、常勤者ではなかったものと推認される上、申立人から提出された給与支給明細書には、支給した会社名が記載されておらず、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料等の金額は、当時の保険料率から算出した保険料額と相違していることから、申立期間の厚生年金保険料の控除に係る資料としては認め難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4673 (事案 1801 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月1日から34年7月1日まで
私は、昭和27年3月にA社に入社し、38年7月まで勤務しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、再度審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 元同僚に対する調査結果から、A社は一定期間内に採用した者について、昭和34年7月及び同年10月に厚生年金保険の被保険者資格取得をまとめて行ったことが考えられること、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の被保険者資格は同年7月1日取得、38年7月4日喪失と記録されていること、iii) 申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無く、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして、再申立てを行っているところ、申立人からは、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す新たな資料等の提出は無く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4674 (事案 875 及び 2572 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 21 日から 42 年 12 月 30 日まで
私は、前回の申立てに係る訂正不要の通知を受領したが、昭和 43 年当時、社会保険事務所(当時)がどこにあるか分からなかったことから郵送による提出は行っていないし、また、当時の住所の近くに銀行及び郵便局は無く、脱退手当金をどのように受給したか分からないのに、脱退手当金が支給されていることには納得がいかない。脱退手当金の手続は、社会保険事務所で勝手にされたものと確信している。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、i) 脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立てに係るA社を含む全ての被保険者期間を基礎として計算されていること、ii) 脱退手当金の支給額は、申立人が受給したと主張する金額とほぼ一致し、申立人が当該事業所に係る申立期間を含む脱退手当金を受給していることは明らかであること、iii) 申立人の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 14 日付け及び 22 年 10 月 20 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回及び前々回の審議結果に納得できないとして再々申立てを行っているが、新たな資料及び情報は提出されず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 4 月 1 日から 60 年 3 月末日まで、A社に継続して勤務していた。申立期間は、退職届を提出した後、会社から退職を慰留され勤務していた期間に当たるので、調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、会社に退職届を提出したが、退職を慰留され勤務していた期間である。昭和 60 年 3 月 31 日に退職すると会社に 10 年間勤務したことになり、退職金の額が違うので同日に退職した。」と主張している。

しかし、A社から提出された社内通達では、申立人は、昭和 59 年 7 月 31 日付けで退社となっている上、社会保険担当者の記録（厚生年金保険得喪管理表）によると、50 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、59 年 8 月 1 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金は、「申立人の加入期間は昭和 50 年 4 月 1 日から 59 年 8 月 1 日までの 112 か月である。」と回答しており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、申立人に係る雇用保険の加入記録では、A社において、昭和 50 年 4 月 1 日に資格取得し、59 年 7 月 31 日に離職しているところ、当該離職日の翌日である同年 8 月 1 日にC社において資格取得していることが確認できる。

加えて、C社の厚生年金保険の新規適用年月日は昭和 60 年 10 月 15 日であり、申立人は同日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者の資

格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 5 日から 58 年 7 月 21 日まで
私は、申立期間において、A労働組合からの紹介により、B（職種）としてC区のD社に勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間が欠落している。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 3 月にA労働組合の紹介によりD社に入社し、58 年 7 月に同社の元同僚と一緒に退職してほかのE（業種）の採用面接を受けた。」と供述しているところ、当該労働組合から提出された申立人に係る組合員台帳及び当該元同僚の厚生年金保険被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてD社に勤務していたことは推認できる。

しかし、D社は、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えに申立人の氏名が見当たらないことから、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と回答している上、当該事業所が加入する厚生年金基金は、「申立期間において、申立人の厚生年金基金加入記録は確認できない。」と回答している。

また、申立期間当時のD社の社会保険関係事務担当者は、「B（職種）の出入りが多く、数か月様子を見てから厚生年金保険の加入手続を行っていたこともあったが、加入手続前に給与から厚生年金保険料を控除することはない。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。